

「留学生及び就学生の受け入れに関する提言」の概要

～「留学生30万人計画」の実現に向けた出入国管理行政の在り方～

1 留学生の適正・円滑な受け入れ

- 教育機関における専門的な組織による入学選抜，在籍管理，生活支援，就職支援等が重要
- 出入国管理行政における円滑な受け入れの実現及び不法残留者，不法就労者等の増加への配慮が必要がある

教育機関

適切な入学選抜と責任ある在籍管理による質の確保
在籍状況についての情報提供

入国管理局

提供された情報及び事実の調査に基づく適正な在留管理

2 留学生の入国・在留審査

- 留学生30万人計画の進展に伴う大量の申請に対し，迅速・円滑な入国・在留審査の実施が求められる

提出書類の大幅な簡素化
申請後1週間に目途に結論（原則）

対象…適切な入学選抜や在籍管理により不法残留者や不法就労者を発生させていない教育機関からの申請

3 留学生の資格外活動

- 多くの留学生は，各種奨学金や本国からの仕送り以外に，アルバイトによって学費や生活費を補填している実情にある

学業と両立するTA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)としての活動及びインターンシップとしての活動については資格外活動許可を必要としないことを検討

大学の責任において行われることなどを条件とする

4 留学生の卒業後の就職支援

- 留学生が引き続き我が国の企業等で活躍することは，我が国の発展等に寄与するのみならず，我が国への留学の誘因ともなり得る

大学の学部卒業者や大学院修了者からの就労資格への在留資格の変更について，専攻科目と就職先の業務内容との関連性を問わないなど幅広く柔軟に対応

提出書類の見直しによる企業側の負担軽減

卒業後の就職活動期間の延長(180日(現行) 1年程度)

5 在留資格「留学」の在留期間

- 現行制度では「留学」の在留期間は「2年」又は「1年」とされている
- 留学生や教育機関の利便性への配慮及び負担軽減を図る

「留学」の在留期間を伸長する

不法残留の増加等の問題を生じさせるおそれを考慮し，新しい在留管理制度の構築を前提に，教育機関の行う在籍管理制度の徹底により問題が生じない体制を構築した上で実施すべき

6 在留資格「留学」・「就学」の一本化

- 現行制度では，教育機関の形態により「留学」と「就学」に区分
- 欧米諸国においては教育機関の形態による在留資格の区分を行っていない国も多い
- 就学を留学へのワンステップとした位置付けが強まってくることが考えられる
- 在留資格「就学」に係る不法残留者数は年々減少傾向にある

在留資格の区分をなくし，「留学」と「就学」の一本化を図る
在留資格を一本化しつつも，上陸許可の要件については引き続き教育機関の形態に応じたものとし，適正な在留管理を行う